

○園芸施設共済損害認定準則

(昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第五百四十八号)

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第九十八条の二（同法第百三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第十二条第二項の組合等が行う園芸施設共済により支払うべき共済金及び農業共済組合連合会が行う園芸施設共済に係る保険事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を次のように定め、昭和五十四年四月一日から施行する。

園芸施設共済損害認定準則

第一 組合等が行う損害の認定

- 1 組合等（農業災害補償法（以下「法」という。）第十二条第三項の組合等をいう。以下同じ。）は、法第九十八条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、損害を受けた特定園芸施設（法第八十四条第一項第七号の特定園芸施設をいう。以下同じ。）、附帯施設（法第八十四条第四項第一号の附帯施設をいう。以下同じ。）又は施設内農作物（法第八十四条第四項第二号の施設内農作物をいう。以下同じ。）が当該組合等の園芸施設共済に付されていること及びその損害が園芸施設共済に係る共済事故によつて生じたものであることを現地において確認しなければならない。
- 2 組合等は、前項の規定による確認をした後、当該特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物につき次に掲げる事項を調査し、その支払うべき共済金に係る損害の額を認定しなければならない。
 - 一 特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物の損害の割合
 - 二 残存物の価額
 - 三 賠償金等の有無及びその額
 - 四 農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）第三十三条の二十七第二項の申出に係る園芸施設共済の共済関係にあつては、同項の特定園芸施設撤去費用額
 - 五 農業災害補償法施行規則第三十三条の二十七第三項の申出に係る園芸施設共済の共済関係にあつては、同項の園芸施設復旧費用額
 - 六 免責事由の有無
- 3 前項第三号の賠償金等の調査は、当該共済事故による損害をてん補することを主たる目的として支払われるすべてのものについて行うものとする。

第二 農業共済組合連合会が行う損害の認定

- 1 農業共済組合連合会は、法第百三十二条第一項において準用する法第九十八条第二項の規定による通知（以下単に「通知」という。）を受けたときは、組合等が第一第一項の規定により行う確認に立ち会わなければならない。ただし、当該通知に係る特定園芸施設、附帯施設又は施設内農作物の数が多い等やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
- 2 農業共済組合連合会は、通知を受けたときは、第一第二項各号に掲げる事項を調査し、同項の損害の額を認定しなければならない。
- 3 第一第三項の規定は、農業共済組合連合会が前項の規定により行う調査について準用する。